
○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第5、議案第22号 平成27年度松崎町温泉事業会計予算についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第22号は、平成27年度松崎町温泉事業会計予算についてです。

詳細は担当課長をして説明します。

（生活環境課長 高橋良延昭君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はないですか。

○7番（関 唯彦君） なければ、聞かせてください。

昨年度でしたか、タンクの修理とかなんかが出てきたと思うんですけど、これはもう何年前でしょうか、かなり前から宮内地区のタンクが危ないということで、入れ替えで、一度議会で否決されたこともあるんですけども。やはり私としては、そのタンクが非常に心配なんですね。これだけ長いあいだ替えないでいるというのは大丈夫なんでしょうか。その辺を聞かせていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○生活環境課長（高橋良延君） 温泉タンクの修理ということのご質問かと思えます。確かに温泉タンクについては、今年度減価償却が終わってということですので、もうかなり年数も経っている状況でございます。

それで、温泉タンク等温泉施設の設備については、過去に総合点検を実施いたしまして、中央温泉研究所に委託して、その中で一応修繕が必要であろうとか、老朽箇所とか、そういったものの指摘をいただいております。そういった中で、温泉タンクについても、やはりその修繕が必要という報告も出ておりますので、ここは前回その温泉タンクについては新設にしてという中で、それはどうかという議論がいろいろあったかと思えますけれども、当然そこは老朽化しているのは事実でございますので、新設にするのか、あるいは新設にして

も、タンク容量をどのくらいにするのかという綿密な計画を立てて、あるいは修繕程度の対応でできるのかも含めて、そこは検討はしているところでございますので、まるっきりそこは計画がなくなったということではございませんので、そこは引き続き温泉タンク、今のままでいいという形ではないというのは明らかであることは事実でございます。まして先日ですか、熱海の方で温泉の源泉タンクが漏れて流出して非常に業者に迷惑をかけたなんていう記事も載っていました。そういったことがないように松崎の温泉事業の方でも万全を期してまいりたいと思います。

○7番（関 唯彦君） この温泉は、一般住宅だけじゃなくて、やはり民宿ですとか、旅館ですとかというところに配っているわけですから、突然壊れたからといって、そう簡単に修復できるものじゃありませんので、予備があるとしても。

ですので、そういうことで、例えば、これは下手をすると観光に響いてしまうことも出てくるわけですから、この温泉に関してはね。ですから、その辺はしっかりと早めに対応するようにお願いしたいと思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

○町長（齋藤文彦君） 今の関議員に言われたとおり、断湯のリスクが大きく、観光施設などの営業にも多大な損害と迷惑をかける可能性がありますので、地震耐震性の面からも耐久性のあるタンクということで検討していきたいなと思っています。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（藤井 要君） 今タンクの問題が出ておりますので、私からも同じような質問なんですけれども。この前出たときには、さんざんもめて、3基から2基ででかいのを造るとか、なんだかんだやったんですけれども、今回上がってこなかったということは、若干修理で何年かもつだろうという見解のもとでやってきたという考えでよろしいですか。

○生活環境課長（高橋良延君） これは、総合点検した温泉研究所にも当然そこは打ち合わせをしております。そういった中で、今年度、27年度については予算化をしておりますけれども、総合計画の中においては、とりあえず、この第1、第2配湯所の機械電気設備。これが終了したのち、そういったタンクのところに取り組んでいこうというような計画で、総合計画のなかでは計画に載せているところでございます。

（藤井議員「今年はだめにならないと・・・」と呼ぶ）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手をして質問をしてください。

○1番（藤井 要君） いま点検を出したということが、いろいろ指摘はあったけれども、緊急にというか、近々にだめになるような・・・、そうでもないよというような解釈の中で、今

回の予算を作ったということによろしいかな。

○生活環境課長（高橋良延君） 少なくとも、もうすぐやらなければならないということではなくて、やはりやるにもいろいろそういった施工方法を含めて、工法を含めてやっぱり検討しなければならない。課題も多いものですから、そこはちゃんとしたものを立てて、計画を立てて、実行していくという形で、少なくとも、その点検業者の見立てでは、早急、いまずぐに壊れるとか、そういったことではないだろうというような見立て、報告をいただいています。

○1番（藤井 要君） 最後に。そうしますと1～2年前の騒動は、町長、なんだったんでしょうか。お答えをお願いします。

○町長（齋藤文彦君） 課長が答えたとおり、議会から批判を受けたわけですから、もう一度本当にそこからしっかり考えていこうかなと・・・。そして、課長の答えになるわけでございます。

○生活環境課長（高橋良延君） 前回の提案につきましても、やはりタンクがいま老朽化しているというのは事実であります。ですけれども、そのやり方あるいはどういった形でやるのか、いかに・・・、経費も含めて、そのこのところのまだ詳細なつめとといいますか、そういった計画がもう少し必要だろうというような形だっただろうと思います。

ですから、それを受けて私どもはいろいろな業者と相談しながら、何が一番いいのかということで、これはまた、やらないということじゃなくて、それをやることを前提に検討していきたいと思っています。

○2番（福本栄一郎君） 30ページ、加入金です。これは先ほどの説明のように、一般家庭を30万円として50件を見込んでいるでしょうけれども、これはもう条例改正で加入金が下がってきたということは、条例は可決になっていますけれども、これに関して10年限定、かたや永久権利があるわけですね、営業用、自家用。その辺の仕分けとしまして、個人あるいは会社ですか、有限会社等々がありますね。旅館、ホテル。そういった場合、権利書的なものを発行する用意があるでしょうか。10年ものと永久権利の区分けとしまして。その辺をまず1点お伺いします。

○生活環境課長（高橋良延君） 福本議員からのご質問ですが、今回期間限定加入を設けて、そういった加入形態が2系統になるというようなことですので、それを明確にするために区分けをしたらと、例えば権利書ですか、許可書ですか、それを区別する。それをちゃんとしたらどうかというようなご質問だったと思います。

温泉につきましては、今までも温泉の加入申し込みがあった時点で、町の方で供給許可証を発行しております。これについては、例えば、その供給許可証をもうすでに無くしてしまったよとか、そういった方については再発行、紛失等を申し出ていただければ、再発行もいたしておりますので、今現在加入している方について、そういった従来の供給許可証というのは、発行は既に行っているところでございます。ただ、今回4月から行う期間限定加入、この申し込み加入については、期間限定加入の供給許可証という、今までの許可証とは区別した形で、当然期間を明示するとか、紙の色を変えるか、そこまでちょっと検討していませんけれども、そういった期間限定の加入の供給許可証という形で発行をする予定であります。そういったことで区別をしてまいりたいと考えております。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（福本栄一郎君） 永久権利と期間限定は明確にして・・・、再確認ですけど、申し出があれば、発行してくれるということによろしいですね。わかりました。

それと、先ほどのタンクの関係なんですが、老朽化うんぬん・・・、以前にいろんな・・・ちょっとあったんですけども、今の第1配湯所、第2配湯所、この辺は津波浸水区域ですよ。その辺のお考えはあるでしょうか。

○生活環境課長（高橋良延君） 今の第1、第2配湯所ですけども、特に第2配湯所、B&Gの海洋センターの横の配湯所について完全に津波浸水区域でございます。ただ、宮内の方につきましては、こちらは津波浸水区域外でございます。いわゆるレベル1、レベル2、規模が大きい地震については、そこは浸水区域という形では色が染まるんですけども、通常、それより下の何百年に一度に起こるそういった地震の災害については、これは浸水区域外ということになります。

そういった大きい災害を想定すると、当然第1配湯所の宮内の所にもそれなりの津波の防護壁とか何とかを作るのかどうかという議論がされるわけですけども、そこまで温泉事業のそういった体力また今後の設備投資うんぬんを考えると、そこまでの計画はできないだろうというような見通ししております。

ですから、実際第2配湯所、B&Gの所については、やはりこれは津波浸水区域ですから、いざそういった災害が起きたときには、あそこは壊滅的な打撃を受けるだろうというような想定をしています。

そういった壊滅的な打撃をあそこが受けた場合、第1配湯所から直接配湯するという形での検討になるかと思えます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（土屋清武君） まず28ページ、職員の2名分ということで予算措置をしていますけれども、委託料を見ますと、温泉メーター器検針業務は全て委託ということになっていますけれども、今は全然職員はメーター検針をやっていないということですか。

2名の職員を・・・、1人は外に点検に行ったとしても、区域が定められているから、結構余裕があるんじゃないかと思う。昔はみんなこれは点検しながら、メーターを全部検針して職員がやっていたわけです。そこらの関係をちょっと。

続いて、源泉が昔からみると、私の担当していたときからみると使われていない源泉が最近はあるように感じられるわけですがけれども、現実には源泉は何本持っていて、何本使っているか。どこの源泉を何リッターくらい使っているかという・・・、わかっていますか。なんだったら、データをもらいましょうか。各源泉の・・・、個数と使っているか、使っていないか。

○議長（稲葉昭宏君） こちらを向いて言ってください。議長の方で請求しますから。

○6番（土屋清武君） 議員の方たちも全部・・・。

○議長（稲葉昭宏君） 必要であれば請求します。

○6番（土屋清武君） すみません。お願いします。

そして、もう1件、20ページのところですけれども、貸借対照表の・・・、先ほども現金のところでもちょっと言ったんですけれども、ここで2億円の現金を持っているわけですね。このまま持っていて何も稼げないですね。このまま置いておいたって。町長、どうですか。この2億円を遊ばせないで、なんか運用することによって、いざとなれば使うんですけれども、その考え方を。

もう1件、すみません。4つになりますけれども、それで、この予算書は、一時借入金の予算措置はないですね。現金があるからいいじゃないかというようすけれども、そういうものじゃないと思いますけれども、いいですか、一時借入を起こさなくて。そういう心配はないと。年中現金を常に持っていて、遊ばせておくという解釈ですか。

○生活環境課長（高橋良延君） それでは、4点ほど今ご質問がありました。

まず、1点目から回答いたします。まずメーター検針と職員の関係ということで、ページ数でいきますと、28ページのところでございます。

温泉会計については職員2名ということで、水道事業会計で3名をそれぞれ振り分けて予算を計上させていただきました。水道・温泉を合わせて公営企業室ということで、いま組織

がなっているわけですがけれども、この3名と2名の5名で水道・温泉の全ての業務を回しているという解釈でございます。

したがいまして、この温泉会計に2名職員が予算計上してあるわけですがけれども、この職員は温泉会計しかやらないということではございません。そこはご理解ください。

ですから、5人で全ての業務を回しているという中でございます。そういった中で、温泉メーターの検針については、水道と温泉それぞれ個人に委託して、水道検針員に委託して全て検針をやっていただいているという状況でございます。それは職員がそれでできればそれにこしたことはないんでしょうけれども、そこはやはり職員についても、例えば水質検査の委託とかというのが先ほど水道でありましたけれども、当然水質検査の委託をするについては全て水の採取とかのことは全て職員で、その業務の方の人間も出て、工務の人間も一緒にやっております。そういったことも協力しながらやっております。けれども、やはりここは任せるとことは任せていこうというなかで、温泉メーターについては検針員を雇って委託しているということでございます。

その昔はという意見がありますけれども、今はそういったなかで、委託という形でやらせていただいております。

もう一つ、源泉の状況でございますけれども、源泉については6本あります。それで、いま使っている源泉は5本です。1本遊んでいるところがということがありますけれども、それは岩科の金沢、そこはもうある意味出なかったものですから、そこは、金沢のところはその6本の中に入っているということです。ですから動いているのは5本です。この明細は言った方がよろしいですか。どのくらい湧出しているかというところについては。

○議長（稲葉昭宏君） 資料を請求します。

○生活環境課長（高橋良延君） 資料はお出しいたします。

それから3点目の資金運用の関係です。現金が2億円あるじゃないかということでございますけれども、この内の1億1000万円は定期運用をしております。2億円の中の1億1000万円は定期で運用しております。残り9000万円ということでございますけれども、これが運用するための実際の資金という形になっているところです。

ここの資金の動きをみながら、今の定期の1億1000万円をもうちょっと増やすとかうんぬんということは、また検討していきたいと思っております。

続いて4点目の一時借入金については、いま申し上げましたけれども、2億円の資金、1億1000万円の定期運用の残りの9000万円という中で、そこで何とか事業は可能だろうという

判断のもと、一時借入金については計上はしていないところでございます。

○議長（稲葉昭宏君） 町長の方はいいですか。運用について。

○町長（齋藤文彦君） 本当にありがたいことに3億5000万円の余裕があるわけで、1億5000万円は国債で使っていると、1億1000万円は定期、あと9000万円があるわけですがけれども、これは内部でいろいろ話すわけですがけれども、これをうまく活用するとかなんとかといういろいろな話もあるわけですがけれども、やっぱりこれくらい手元にないと心配だないうことでやっているところでございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（鈴木源一郎君） 一つだけ。温泉は新規加入を温泉発足依頼初めて募集すると・・・、期間限定ということですが、これは、その制度を立ち上げてから・・・、発足は4月1日以降だからあれでしょうけれども、これまでにこの期間限定のこの制度に対する反応といいましようか、住民の声はどんな状況にあるでしょうか。

初めてのことでですから、非常に注目されるということがありますので説明いただきたいと思います。

○生活環境課長（高橋良延君） 鈴木議員の質問は、期間限定加入の今の状況といいですか、どんな具合かということでございます。

実際のところ加入申し込みは4月1日から受け付けますけれども、当然その前にいろいろ事前相談とか私どもの方にも相談はきております。具体的な件数は把握しておりませんが、20件弱くらいかなという形で見込んでいるということでございます。あと、直接指定業者、水道屋さん、そちらの方に直接相談に行っている方もおられるということも聞いておりますので、そういった件数を含めると若干もう少し増えるのかなという状況かと思えます。

いずれにしても、ここ近年全く温泉加入の申し込みがありませんでした。そういう動きが今回の期間限定によって、少なくともそういった動きが出てくると、温泉加入をしたいとか、温泉に入るにはどうしたらいいかという、そういった動きが出てきているということが一つ大きな今回やったことの意義かなと思います。

ですから、何とかこの50口を我われは大きな目標を掲げているわけですがけれども、これをぜひ達成して、頑張っていきたいなと思っています。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（福本栄一郎君） ちょっと1点だけお伺いしたいんですけども、28ページの温泉メ

一ター検針業務委託、これは水道にもありますよね。ということは協定ですか。臨時の方がやっているんですけれども、いわゆる見まわり隊的なことをやっていると思うんですよ。単なる漏水、漏湯ばかりじゃなくて。一人住まいがだんだん多くなってくると思うんです。例えば郵便局の人と協定を結んでいますよね、町長と独居世帯。その辺の考え方はいかがなものでしょうか。いわゆる見まわり隊的に、例えば長期不在であるのか、いるのかいないのか、その辺が・・・、ただ検針して検針票を郵便ポストに入れるということではなくて、その辺の配慮はされているでしょうか。1点だけお願いいたします。

○生活環境課長（高橋良延君） 福本議員のご質問です。温泉の検針については毎月検針をしておりますので、毎月同じ世帯へ必ず伺っているところでございます。これは配湯世帯が355世帯、松崎地区、道部までを含めての世帯という限定はされますけれども、基本的に毎月行っています。当然検針しましたら、それを・・・、検針して、おうちの方に直接その検針票をお渡しするという、そういうところまではしておりません。外にいたりということであれば、直接お話してということはあるかと思えますけれども、基本的には検針した検針票はポストなりそういったところに置いてということで、特にそのおうちの方とフェイス・トゥ・フェイスで会話をするとかうんぬんというのはしておりませんので、そこは何か異状を感じたりうんぬんということがあれば、私どもの方には報告が上がるでしょうけれども、特にそういったおうちの方との接点は今のところないかなとは感じておりますけれども、何かあったら、それは当然私どもの方に報告が来て、しかるべき対応をするということでございます。

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第22号 平成27年度松崎町温泉事業会計予算についての件を挙手により採決
します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 1時44分）